

田沢出張所（サポートセンター） ☎ 43-1351  
神代出張所（サポートセンター） ☎ 43-1352  
桧木内出張所（サポートセンター） ☎ 48-2001  
上桧木内出張所（サポートセンター） ☎ 49-2159

田沢湖地域センター（サポートセンター） ☎ 43-1115・43-1147  
角館地域センター（サポートセンター） ☎ 43-3309  
西木地域センター（サポートセンター） ☎ 43-2200

総務課 ☎ 43-1111  
ホームページ <http://www.city.semboku.akita.jp/>



## 自宅での介護を支援します

### 仙北市家族介護用品支給事業について

仙北市では、自宅で寝たきり等の高齢者を介護している家族に対し、経済的負担の軽減や在宅生活の継続の支援を目的として介護用品支給事業を行っています。

- 支給対象者／仙北市に住所を有し、要介護認定で要介護4または要介護5と判定された在宅の高齢者を常時介護している家族。ただし、市県民税非課税世帯の方に限ります。  
※施設への長期入所・病院への長期入院の場合は対象なりません。
- 支給券／1人月額4,000円の介護用品券
- 支給方法／指定薬局に介護用品券を提示し、紙おむつ・尿取りパット・使い捨て手袋・清拭剤・ドライシャンプー・ウェットティッシュの6品目の中から希望の介護用品と引き換えてご利用ください。
- 申請方法／各地域センター・出張所、包括支援センターへ申請してください。
- 申請される方／次の3枚を揃えて申請してください。
  - ▶家族介護用品支給申請書（各窓口にあります）
  - ▶介護保険被保険者証の写し
  - ▶世帯全員の市県民税非課税証明書※窓口で、「介護用品券支給申請に必要な為」と必ずお伝えください。  
※証明書の発行手数料は無料です。
- 問合せ／包括支援センター（西木庁舎） ☎ 43-2283

### 仙北市家族介護慰労事業について

仙北市では、自宅で寝たきり等の高齢者を介護している家族に対し、在宅生活の継続の支援を目的として家族介護慰労事業を行っています。

- 支給対象者／要介護者と住所、生計を同じくし、かつ、現に介護し、1年間の対象期間中、継続して要介護者を主として介護している方  
※要介護者とは、仙北市に住所を有し、市県民税非課税世帯に属する方で、慰労金の支給の申請を受けた日から起算して遡る1年間、要介護4または5と認定され、かつ、介護保険サービス（年間7日以内の短期入所、90日以内の入院等を除く）を受けていない方
- 支給額／年額10万円。  
※2人以上の高齢者を介護している場合も同額
- 申請方法／各地域センター・出張所、包括支援センターへ申請してください。
- 申請される方／次の3枚を揃えて申請してください。
  - ▶家族介護慰労金申請書（各窓口にあります）
  - ▶介護保険被保険者証の写し
  - ▶世帯全員の市県民税非課税証明書※窓口で、「介護慰労金申請に必要な為」と必ずお伝えください。  
※証明書の発行手数料は無料です。
- 問合せ／包括支援センター（西木庁舎） ☎ 43-2283

## 農地転用による農業振興地域除外申請受付のお知らせ

農業振興地域内にある田や畑、一部の山林・原野などを農用地以外の用途（住居、工場、資材置場、駐車場等）に利用する場合は、農業振興地域からの除外手続きが必要です。

農業振興地域農用地区域内から除外する場合は、除外の要件を満たしていなければなりません。

除外要件など詳しい内容については、下記問い合わせ先にご連絡ください。

◆除外受付については、次の期間での受付となっています。（除外手続き終了までは、約5カ月～6カ月の予定です）

【受付期間】  
平成24年12月3日(月)～平成25年1月11日(金)

なお、上記除外編入手続き終了後から約1年の間、「仙北農業振興地域整備計画書」の見直し期間となります。その期間中は、通常申請による農業振興地域からの除外および編入を行うことはできません。見直しに係る除外編入については、下記問い合わせ先にご連絡ください。

●問合せ／農山村活性化課 農業振興計画担当（西木庁舎） ☎ 43-2206

## 市営住宅入居者募集

- 募集期間／12月14日(金)まで
- 募集住宅／【ニュータウン塚野腰18-西】
  - ▶住所：西木町小淵野字西田124
  - ▶規格：1戸建て 3LDK ▶階数：2階 ▶月額家賃：21,800円から（所得額による） ▶月額駐車料金：1,000円
  - ※入居時に月額家賃の3カ月分の敷金の納付、連帯保証人が必要となります。
  - ※暖房器具は、湿気防止のため屋外給排気式（FF等）または電気ストーブを使用していただきます。
  - ※申し込みは1世帯1戸限りです。
- 入居資格／次の①～⑤までの条件にすべてあてはまること。
  - ①現に同居し、または同居しようとする親族があること。（婚姻の予約者を含む）
  - ②入居希望者の月額所得合計が158,000円以下であること。ただし、小学校就学前の子どもがいる世帯は214,000円以下であること。
  - ③現に住宅に困窮していることが明らかでないこと。
  - ④市税を滞納していない者であること。
  - ⑤暴力団員でないこと。※昭和31年4月1日以前に生まれた方は単身入居可能です。  
※市外在住の方でも入居可能です。  
※不明な点がありましたら事前に都市整備課へご連絡ください。
- 申込方法／申込書に必要事項を記入し必要書類を添えて、募集期間内に提出してください。（当日必着）
- 提出先・申込書設置場所／都市整備課（西木庁舎）、田沢湖地域センター、角館地域センター
- 添付書類／
  - ①入居希望者の世帯の住民票謄本1通（省略事項のないもの・婚姻予定者等は各1通）
  - ②入居希望世帯の平成24年度市県民税世帯証明書1通（または過去1年間の所得を証明する書類）
  - ③入居希望者全員の平成23年度納税証明書各1通（学生は除く）※いずれも市役所窓口で発行しています。（手数料が掛かります）
- 選考方法／応募者多数の場合、書類審査のうえ公開抽選（申込人によるくじ引き）を行います。  
【抽選日時】12月25日(火)14:00  
【抽選場所】西木総合開発センター2階 農林研修室
- 入居時期／平成25年1月7日(月)から入居可能です。
- 問合せ／都市整備課 住宅公園係 ☎ 43-2295

## 仙北市障害者虐待防止センター開設のお知らせ

障害者虐待防止法が、平成24年10月1日から施行され、仙北市社会福祉課内に「仙北市障害者虐待防止センター」を設置しました。

障害者虐待防止法は、障がい者を『虐待しない・させない』ための法律です。

障がい者の家族を支援し、虐待を予防するための取り組みも定めています。

- 対象者となる障がい者の方／身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）のある人や、そのほか社会的な障壁によって日常生活が困難で援助が必要な方が対象となります。  
障がい者虐待については、養護者による虐待、障害者福祉施設従事者等による虐待、使用者による虐待などがあげられます。  
具体的な障がい者への虐待として、身体的虐待・性的虐待・心理的虐待・ネグレクト・経済的虐待があります。
- 障がい者の虐待に関する相談・通報・届出先は／仙北市障害者虐待防止センター（仙北市 社会福祉課内） ☎ 43-2288（平日8:30～17:15）へご連絡ください。（FAX:47-2116）  
※相談や通報・届出をした人の情報は守られます。  
※現に暴行があるなど緊急に保護が必要な場合は110番で警察署、重篤な傷病がある場合は119番で消防署へ通報してください。

## 用途地域が変更されました

平成24年11月20日から仙北市角館町西田の一部で、用途地域が第2種低層住居専用地域から第2種中高層住居専用地域に、角館町小館の一部が第2種低層住居専用地域から第1種住居地域に変更されました。

●問合せ／都市整備課（西木庁舎） ☎ 43-2295